

地域公共交通の現状



公共交通利用者の減少



交通に対する基本的な需要が適切に充足されるため

交通政策基本法の制定（平成 25 年 12 月 4 日公布・施行）

- ・日常生活に必要不可欠な交通手段の確保等
- ・まちづくりの観点からの交通施策の促進
- ・関係者相互間の連携と協働の促進等



本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上を図るため

地域公共交通活性化再生法の改正（平成 26 年 5 月 21 日公布、11 月 20 日施行）

○概要

目的 交通政策基本法の具体化、持続可能な地域公共交通網の形成

ポイント

- ① 地方公共団体が中心となり、
- ② まちづくりと連携し、（コンパクトシティの実現に向け）
- ③ 面的な公共交通ネットワークを再構築

○地域公共交通網形成計画（事業者と協議の上、地方公共団体が協議会を開催し策定）

○概要

「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」
→対象区域における幹線・支線・交通結節点を位置づけるなど、公共交通ネットワークの形成イメージを具体的に記載する。

これからの地域公共交通の方針を明記するもの。

・協議会

自治体が、関係者により構成される協議会を組織

【自治体、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、利用者等】

・計画の記載事項

- ①持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ②計画の区域
- ③計画の目標
- ④目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- ⑤計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥計画期間
- ⑦その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・計画において留意すべき事項

- ①まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ②地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの確保
- ③地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
- ④住民の協力を含む関係者の連携
- ⑤広域性の確保
- ⑥具体的で可能な限り数値化した目標設定



飯塚市地域公共交通網形成計画策定（平成27年3月）

—飯塚市公共交通の一体的な推進に関する基本方針—

自宅から目的地まで、公共交通の乗り継ぎによる利用を可能とし、誰もが快適な生活を実現できる公共交通体系を構築することを目指す。

基本方針を踏まえ、飯塚市の推進方策を以下のとおりとする。

- 方針1：地区間の連結強化
- 方針2：運行状況のモニタリング
- 方針3：関係者との相互連携の構築
- 方針4：持続可能な公共交通システムの構築



飯塚市立地適正化計画策定（平成29年1月）

：住宅および医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図る。

都市計画と公共交通との一体的な取り組みの推進。

第2次飯塚市総合計画策定（平成29年3月）

：今後10年間のまちづくりの方向性を定めたもの。

広域交通の利便性の向上。移住・定住施策の推進。



飯塚市地域公共交通網形成計画追補版（追加及び補足版）（平成29年3月）

追補した内容

◆地域が目指すべき将来像

人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住み続けたいまち
～共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか～

○方針1-2：鉄道を含む総合的かつ持続安定的な交通ネットワークの再構築

○方針2-2：定住の促進と暮らしやすさを確保するための交通利便性の向上

○方針5-1：地域のつながりと豊かなコミュニティをはぐくむ公共交通ネットワークの構築

○方針5-2：健幸都市づくりにつながる交通ネットワークの構築

○方針6：都市間の広域的な連携を促進する交通の利便性の向上



→平成28年度に策定した「第2次飯塚市総合計画」及び「飯塚市立地適正化計画」との整合性を図り

○飯塚市第2次地域公共交通網形成計画策定（平成30年3月）

- ・鉄道、民間バス路線、コミュニティ交通を効率的に結ぶ交通結節点の機能充実
- ・持続安定的な交通ネットワークの確保
- ・公共交通全般に渡る視点を持つもの。